



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.36

発行：東濃西部広域行政事務組合

光サービスの乗り換えトラブル

NTT 東西が本年 2 月から光ファイバー回線サービスの他社への卸売りを開始し、多くの事業者が、光サービスを一般消費者向けに提供できるようになりました。

このサービスでは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗り換えとは異なり、「転用」という簡易な手続きによりサービスの乗り換えが可能となることから、事業者からの説明が十分でない場合に、利用者が内容を理解しないまま手続きが完了してしまい、結果、利用者が意図しない契約内容になってしまったというトラブルが発生しています。

総務省からも「光サービス（FTTH サービス）の乗換えにあたっての注意点」として注意喚起が行われています。契約する前に、ぜひ確認してください。



ほんとーに
こんな相談ありました



自宅訪問を受け「今より通話料が安くなり、テレビのアンテナもなくなるから雷の心配をしなくてよくなる。」などといわれ、通話料が安くなるならと光回線サービスの契約をした。後で契約内容を確認めると、確かに通話料は安くなっているが光テレビなどのオプション代金を含めると今より高額になるので解約したい。

光回線サービスの卸売りが開始されましたがサービスの内容や契約条件は業者によって異なります。電気通信サービスにはクーリングオフの適用がないので、その場ですぐに契約しないで十分検討することが大切です。電話で「はい」と言っただけでも契約は有効になることがあります。

9月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■ 11件
訪問販売	■■■■■■■ 7件
訪問購入	0件
通信販売	■■■■■■■■■ 18件
連鎖販売	■■■ 3件
電話勧誘	■■■ 3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明	■■■■ 4件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)